

令和4年8月31日

建設緑政局関係議案資料 (その3)

議案第117号

川崎市霊堂条例の一部を改正する

条例の制定について

建設緑政局

川崎市霊堂条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の概要

使用料及び手数料の全庁的な見直しに伴い、霊堂の使用料の額を改定するため改正するもの

2 改正の主な内容

消費税率引き上げによる消費税相当分の改定

一般会計における使用料・手数料については、令和元年10月の消費税率の引き上げにあわせた消費税相当分の料金引き上げを実施していないため、現行の使用料に引き上げ分の負担を転嫁するもの。

3 改正一覧

川崎市霊堂条例第5条第1項

区分	現行使用料	改正使用料
1体につき	32,000円	32,590円

4 施行期日

令和5年4月1日から施行。

川崎市霊堂条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市霊堂条例 昭和40年3月30日条例第15号 (使用料)</p> <p>第5条 第2条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可の際、使用料として、1体につき、<u>32,590円</u>を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>3 既納の使用料は、返還しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。</p>	<p>○川崎市霊堂条例 昭和40年3月30日条例第15号 (使用料)</p> <p>第5条 第2条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可の際、使用料として、1体につき、<u>32,000円</u>を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>3 既納の使用料は、返還しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。</p>